

台風等異常気象時における児童生徒等の安全確保について

1 気象警報・注意報の発表区分

『岡崎市』（西三河南部の中にある区分）とする。

※警報・注意報等の確認方法は以下の方法がある。

- ・ホームページ 「気象庁」「天気会社等のホームページ」等
- ・携帯のWEB 「国土交通省 防災情報提供センター携帯サイト」等
- ・テレビ 「地上デジタルテレビのデータ放送」

2 「特別警報」について

・発表基準

数十年に一度の大雨、強度の台風、積雪等が予想される場合、現象の種類に応じて「大雨」「暴風」「高潮」「波浪」「暴風雪」「大雪」の特別警報として発表される。警報よりも上位のものとして位置付けられる。

例 「大雨特別警報」「暴風特別警報」

【注】「大津波警報」「噴火警報」「緊急地震速報（震度6弱以上）」は特別警報として位置付けられる。また、避難が必要とされるレベル4相当の「土砂災害警戒情報」が学区に出された場合についても、同様に扱う。

・特別警報発表時の対応の原則

ただちに命を守る行動をとる

3 「特別警報」「土砂災害警戒情報」が発表された場合

特別警報、土砂災害警戒情報レベル4相当が出たら、保護者は登校させない。学校は、すぐに下校させない。生命及び安全確保を最優先とする。また恵田学区に「避難指示」「避難勧告」が出された場合についても同様とする。

警報および警戒情報解除後は、保護者は、学校から登校するよう連絡があるまで登校させない。

○登校以前に名古屋地方気象台から岡崎市に特別警報が発表されている場合及び恵田学区に土砂災害警戒情報または避難指示・避難勧告が出されている場合

①保護者及び学校は、児童生徒を登校させない。

○登校後に名古屋地方気象台から岡崎市に特別警報が発表された場合及び恵田学区に土砂災害警戒情報または避難指示・避難勧告が出された場合

①学校は、即刻授業を中止、災害及び気象・通学路の状況等に係る情報収集並びに児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応を迅速に行う。（学校待機、避難場所への移動、保護者への引き渡し等）

②保護者は、学校情報メール・学校ホームページ・学校からの電話連絡等で知らされる対応を行う。

【注】学校は、学校待機とした場合、特別警報や警戒情報等解除後も児童生徒を安全に下校させられると判断できるまでは下校させない。（職員付き添いによる下校、迎え依頼）

○登校前に名古屋地方気象台から岡崎市に特別警報が発表され、登校前に解除された場合及び恵田学区に土砂災害警戒情報または避難指示・避難勧告が出され、登校前に解除された場合

- ① 学校は、特別警報解除後も、災害及び気象・通学路の状況等に係る情報収集に努め、児童生徒を安全に登校させうると判断できるまでは登校させない。（学校情報メール・学校ホームページ・電話連絡等で登校の可否について知らせる）
- ② 保護者は、学校からの登校可能であるという連絡があったら児童生徒に登校させる。連絡があるまでは登校させない。

4 暴風（暴風雪）警報発令時の対応

○登校以前に、岡崎市に暴風（暴風雪）警報が発令されている場合

- ① 始業2時間前（本校の場合午前6時10分以前）までに警報が解除された場合は平常通りに授業を実施する。
- ② 始業2時間前から午前11時まで暴風（暴風雪）警報が解除された場合は、解除後2時間を経てから授業を実施する。
- ③ 午前11時を過ぎてから解除される、あるいはこの時刻を過ぎても解除されない場合には、当日の授業を中止する。
- ④ 午前11時まで暴風（暴風雪）警報が解除されても、道路の冠水や橋の破壊等で登校が危険な場合には、安全が確認されるまで登校させないようにする。（学校にその旨連絡）

※始業式や終業式など、半日日課のときには、②～④の「午前11時」は、原則、「午前8時」とする。

○登校後に暴風（暴風雪）警報が発令された場合

- ① 通学路が危険である、通学距離により帰宅が困難と認められるときは、学校待機とし、安全の確保を図ることを原則とする。
- ② 気象状況や通学路の状況を見て、安全な帰宅が可能だと判断したときには下校させる。
- ③ 必要に応じて、保護者の迎え等を依頼する。

※学校のこれらの対応については、学校ホームページ、学校情報メールでお伝えします。
暴風（暴風雪）警報が出たら、学校ホームページでもご確認ください。

5 その他

- ・ 荒天時、保護者の皆様に迎えを依頼する場合があります。学校情報メール・学校ホームページを通してお知らせします。こうした場合には、できる限り早く迎えに来てください。また、こどもの家の利用も原則できませんので、ご承知おきください。